

四日市市告示第105号

四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月25日

四日市市長 田中俊行

四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（昭和58年四日市市告示第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、<u>原則として本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかの施設に入所又は入院しているもの者</u></p> <p><u>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設</u></p> <p><u>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設又は指定発達支援医療機関。ただし児童として入所している者に限る。</u></p> <p><u>ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)から(3)まで(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置されて施設に入所している者及び同条第2項の規定により措置されて指定医療機関に入所又は入院をしている者</u></p>

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

(3) 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2に基づき計算した所得（受給資格の決定が4月から6月までの場合にあっては前年の所得を前々年の所得と読み替える）が、同施行令第5条の4に規定する政令で定める額を上回る者

(4) 障害者総合支援法第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により措置されて障害者支援施設等に入所している者及び指定医療機関に入所又は入院をしている者

(4) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により措置されて障害者支援施設等に入所している者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する障害者支援施設に入所している者

(6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームに入所している者

(7) 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4に規定する所得制限額以上の所得を有する者

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)